

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山下真

## 奈良県条例第二十号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

**第十一条** 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）

以下この条において「法」という。の規定に基づく事務に係る手数料は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる事務の区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める手数料額をそれぞれ同表の第五欄に定める時期に徴収するものとする。

番号	手数料の種別	事務の区分	手数料額	徴収時期
一 保管場所証明 書交付申請手 数料	法第四条第一項本文の 規定に基づく保管場所 を確保していることを 証する書面の交付の申 請に対する審査	二千四百円	交付申請	のとき。
二 保管場所証明 通知申請手数 料	法第四条第一項ただし 書の規定に基づく保管 場所を確保しているこ とを証する書面に相当 する通知の申請に対す る審査	二千三百円	通知申請	のとき。

この条例は、令和八年四月一日から施行する。